

医療機関開設補助制度



で水戸市で開業しませんか？

小児科 3000万円
産婦人科 6000万円
まで補助します！

水戸市では、市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進するため、小児科又は産婦人科の医療機関の新規開設に対する補助制度を設けております。

制度の利用を考えている方は、お気軽にお問い合わせください。

対象者

次のすべての項目に該当する方

- 市内において**小児科**又は**産婦人科**（分娩を行うものに限ります。）の医療機関を新たに開設し、10年以上継続して当該医療を提供しようとする方
- 小児科は小児科専門医の資格を有する方。産婦人科は産婦人科専門医の資格を有し、かつ母体保護法指定医師である方
- 一般社団法人茨城県水戸市医師会に加入し、水戸市休日夜間緊急診療所、水戸市立学校の学校医その他市が実施する事業に協力できる方

補助対象経費

新規の医療機関開設に要する費用

（土地・建物・設備等の購入費、工事費・改装費または賃借料）

補助金額

補助対象経費の1/2の額

ただし、小児科は、最大3000万円まで
産婦人科は、最大6000万円まで

募集件数

小児科 1件
産婦人科 1件

【問合せ】



水戸市保健所 保健総務課 地域医療対策室
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 993 番地の 13
電話 029-305-6291 / FAX 029-241-0350

※ 詳しくはお電話にてお問合せくださるか、水戸市ホームページ
(<http://www.city.mito.lg.jp/>) の記事をご覧ください。